

○工事及び備品等検収要綱

昭和 49 年 10 月 1 日

要 綱 第 2 号

改正 昭和58年 5 月 1 日 要 綱 第 1 号

令和 4 年 6 月 27 日 消本訓令第 17 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、契約権者が工事及び備品等の検収に当たるときの監督及び検査の円滑な実施を図るため、検査に必要な事項を定めることを目的とする。

(契約履行の監督又は検査)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査は、契約権者自ら又は補助者に命じてこれをしなければならない。

(監督)

第 3 条 前条の規定により監督を行う職員は、契約に係る設計図等に基づき、契約の履行に立会って契約者に必要な指示をするものとする。

2 監督職員は、監督をした時にはその内容及び指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(検査)

第 4 条 第 2 条の規定により検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る職員の立ち会いを求め、当該給付の内容について検査しなければならない。

2 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。この場合において、検査又は復元に要する費用は、当該契約者が負担する旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

3 検査職員は、検査の結果、契約の履行に不備があると認められる時は、速やかに契約の履行に務めさせなければならない。

(検査調書の作成)

第 5 条 検査職員は、検査の結果、契約が履行されたと認める時は、検査調書（様式第 1 号）又は検収調書（様式第 2 号）を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約金額が 1 件 30 万円未満の場合にあっては、工事（設計、測量、調査及び監督の委託を含む。）に係るものを除き、関係帳票類に検査した旨を記録することにより、検査調書の作成を省略することができる。

第 6 条 検査及び検収の補助職員は当該課長、分署長及び消防司令の階級者とする。ただし、代理検査検収することができる。

2 代理検査、検収の区分は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 58 年要綱第 1 号)

この要綱は、昭和 58 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年訓令第 17 号)

この訓令は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表

消防司令補	1 件の金額 5 0 万円未満の工事及び備品等の検査、検収
消防士長以下	1 件の金額 1 0 万円未満の工事及び備品等の検査、検収

様式第 1 号 (第 5 条関係)

正

検 査 調 書

年 月 日

管理者	副市長

男鹿地区消防一部事務組合

管理者

検査職員

下記の通り検査いたしました。

検査年月日

年 月 日

事業年度	年度	契約年月日		年 月 日
工事名		契約履行	着手	年 月 日
		期 間	完成	年 月 日
工事場所		実 施		年 月 日
		完成年月日		
契約金額	¥	監督職員		
		担当職員		
請負人氏名		立 会 人		

備考 本調書は契約の種類に応じ該当欄を記載し作成すること

副

検査調書

年 月 日

男鹿地区消防一部事務組合
管理者

検査職員

下記の通り検査いたしました。

検査年月日

年 月 日

事業年度	年度	契約年月日		年 月 日
工事名		契約履行	着手	年 月 日
		期 間	完成	年 月 日
工事場所		実 施 完成年月日		年 月 日
		監督職員		
契約金額	¥	担当職員		
請負人氏名		立 会 人		

備考 本調書は契約の種類に応じ該当欄を記載し作成すること

様式第2号（第5条関係）

物 品 検 収 調 書

契約者	商 号 職氏名							
契約年月日								
納入場所				納入年月日	自	年	月	日
納入期限					至	年	月	日
検収年月日	自 年 月 日 至 年 月 日							
検 収 物 品 内 訳								
品名	規格	数量	単位	単価		金額	備考	
消費税								
合 計								

上記のとおり検収いたしました。

年 月 日

検査職員

契約権者 男鹿地区消防一部事務組合
管理者 様